

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外92名

被告 国

口頭弁論要旨一準備書面（6）について

(被害論その1)

2017(平成29)年9月25日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中 村 尚 志

第1 はじめに

本訴訟において、原告らは新安保法制法の制定によって受けた、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えています。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利とは認められない」とか、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、・・・漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張しています。しかし、原告らの被害は、被告の言うような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは決してありません。

原告らは現実に苦痛にさらされています。新安保法制法の制定により原告らが受けた深刻な被害実態について、これから具体的に述べていきたいと思います。

第2 原告らに共通する被害

1 原爆投下によって被害を受けた原告ら

(1) 第一陣の原告らは、長崎原爆の被爆者及びその二世です。

被爆者である原告らは、被爆によって負傷し生死の境をさまよった者、原爆により父母や兄弟姉妹等の身近な人を失った者、被爆による健康被害で現在も苦しんでいる者、いつ自分が病気にかかるのかという健康不安に日々苛まれている者、被爆者であることでいわれのない差別を受けた者もいます。

(2) 被爆二世である原告らも同じです。自ら被爆していないくとも、親などの話から被爆や戦争を追体験し、また、被爆の影響による健康不安を自ら抱えています。

(3) そのような原告らだからこそ、核兵器や戦争の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさを、身をもって知っており、平和を求める強い思いを持っています。

2 原告らが受ける精神的苦痛

(1) 原告らが受けている精神的苦痛は、大きくわけて4つです。

- ①日本が再び戦争に巻き込まれるのではないかという不安
- ②戦前の日本に戻ることに対する恐怖感
- ③核兵器が再び使われるかもしれないという恐怖感
- ④平和を望む気持ちを否定されたことへの絶望感と憤り

(2) 原告らは、かつて遭遇した重篤な戦争被害体験を、トラウマ（心的外傷）として体の中に記憶しています。

一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のより軽いストレス体験によっても大きな傷口を広げてしまう傾向があると言われています。

新安保法制法の制定による戦争への不安は、かつてのトラウマを再燃、増

悪させ、原告らに大きな精神被害を与えているのです。

これはまさに個人の身体や精神の健全さを害し、生活に関しての平穏さを害されているのであり、人格の本質に関わる権利（人格権）を侵害されている状態です。

また、新安保法制法の制定が、過去の被爆や戦争被害を再体験させるおそれを感じさせることから、平和な中で生存する権利に対する侵害もことさら大きいものです。

さらに、平和を強く求める原告らにとって、戦争放棄・平和主義を掲げる日本国憲法9条の存在は、心の拠り所でした。しかし、これまでの政府が積み重ねてきた集団的自衛権の行使は認められないという憲法解釈を一内閣の閣議決定によって変更し、新安保法制法は制定されました。このように、憲法改正手続きをとらず、憲法9条の規定に反する法律を制定して、実質的に憲法改正状態を作り出すことは、原告らの憲法改正・決定権を侵害することは明白であり、それによって受けた原告らの憤りや精神的苦痛は甚だしいものです。

第3 原告らの被害の実情

原告らが戦中・戦後にどのような経験をし、戦争や新安保法制法に対してどのように思っているのかを知ることによって、原告らが、前述した精神的苦痛を被っていること、その精神的苦痛が大きいことがわかります。そこで、原告らの一部の者について、次のとおり紹介します。

1 原告■ (原告番号1-66)について (甲D4)

(1) 原告■の被爆体験

当時、15歳であった原告■は、丸尾町の三菱の工場で働いているときに被爆しました。原告■が、丸尾町から自宅のあった城山町まで帰る途中

で見た、血を流し、体が焼けただれて苦しみさまよう人々、黒こげになって積み重なった死体等の光景は、地獄さながらな光景であり、今も原告■の脳裏に焼き付いて離れません。

原告■が、爆心地のすぐ近くであった自宅に戻ると、家は倒壊し、黒こげの状態となった母と5歳の弟の遺体がありました。2人の妹ともう1人の弟は生き延びていたものの、重傷を負い、息も絶え絶えの状態でした。

(2) 原告■の精神的苦痛

新安保法制法の制定によって日本が戦争に巻き込まれるかもしれないと思うと、原爆で家族を失った原告■は、子どもや孫には自分と同じ思いをさせたくないと思っています。また、原告■は、核兵器が再び使われること、使われれば日本そのものがなくなってしまうのではないかと不安に思っています。

さらに、原告■は、「戦時中は、お国のため、天皇陛下のためと言って、軍部は天皇陛下を利用して国民を騙し、国民を戦争に巻き込んでいきました。安倍総理は『アメリカの戦争支援』という目的を内に隠して、『国の防衛のため』という建前だけを説明し、国民を騙しました。」と述べ、新安保法制法の制定経緯を見て、戦前の日本を思い出しています。そして、憲法改正手続を経ずに、憲法解釈を変えて新安保法制法を制定させたことに、原告■は、強い憤りを感じ、このようなやり方が許されるのであれば、一体何のための憲法だろうかとの思いを強くしています。

2 原告■（原告番号1-62）について（甲D3）

(1) 原告■の被爆体験

当時、原告■は、長崎師範学校本科2年生で、現在の長崎市立西浦上中学校の場所にあった学校の寮で被爆しました。

原告■は、左手及び左足先が焼けただれ、爆風で飛ばされてきたガラス

の破片が体に突き刺さり、体中血だらけの状態でした。学校から避難している途中、原告■は、全身ひどいやけどを負って逃げまどっている人々を目の当たりにしました。

原告■にとって、被爆後3ヶ月間は地獄の日々でした。高熱、血便、下痢、脱毛が起り、やけどの包帯を取り替えるときは、激痛で「死んだほうがました」と思いました。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、「戦争」と聞くだけで、飢餓に瀕し、爆弾や焼夷弾から命からがら逃げ惑い、最後に原爆によって十数万人の人が虐殺され、重傷を負い、未だに放射線による死の恐怖におびえている、その姿を強く想起します。

また、新安保法制法が制定された平成27年9月以降、原告■は、被爆当時の夢を見るようになりました。昼間も、どうかしたひょうしに、B29の爆音が耳の中に聞こえてくるときがあります。

さらに、原告■は、日本が戦争に巻き込まれることで、「あの原爆の恐怖が、いえ、あれ以上の恐怖がこれから日本に降りかかると思うと、不安でなりません。」と述べています。

加えて、原告■は、平和主義の精神を世界に広めるのが自分たちの使命と考え、3年前にはカザフスタンで被爆体験講和をする等の活動をしていますが、日本が「海外派兵ができるようになる国になるとは、私は、耐えられないという気持ちでいっぱいです。」と述べています。

3 原告■(原告番号1-58)について(甲D2)

(1) 原告■の被爆体験

当時、原告■は16歳で、郵便局員として住吉町で郵便配達中に被爆しました。原告■は、爆風によって体を打ち付けられ、全身に重度の火傷を負いました。山の中に避難し、動けず倒れているところを救助されたのは被

爆から3日目でした。

原告■は、治療を受けたものの一一向に効果がなく、次第に、焼けただれた肉が腐り始めました。

その後、昭和20年11月に、原告■は、大村の海軍病院に搬送されました。海軍病院では、ガーゼの取り替えの際、あまりの激痛に「殺してくれ、殺してください」と叫ばずにはいられませんでした。さらに、床ずれで、肋骨が数本腐ってしまいました。

長く辛い治療を終え、原告■が退院できたのは、昭和24年3月でした。しかし、傷は完治しておらず、郵便局に復職したが、ノイローゼになり、本気で自殺しようとしたこともありました。

原告■は、退院後もずっと被爆の後遺症に苦しみました。昭和56年頃、医学的にも解明できていない「もの」が背中にでき、それを取り除く手術を定期的に受けなければなりませんでした。

原告■は、被爆者であることによる差別も受けました。被爆者であることで結婚を断られ、「犬、猫みたいに娘を嫁にやられるものか」といった、非人道的な言葉まで言われたこともあります。

原告■は、昭和30年の第1回原水爆禁止世界大会を契機に、反核運動に参加するようになり、長崎原爆被災者協議会の会長を務めました。

(2) 原告■の精神的苦痛

被爆の後遺症で生涯苦しんだ原告■にとって、戦争は決して過去のものではありませんでした。原告■は、日本国憲法のおかげで、日本は、二度と戦争しないと思っていました。しかし、新安保法制法が制定されてから、原告■は、日本が戦争に巻き込まれるのではないかと思うようになりました。自分も含め、いまだに戦争によって苦しんでいる人たちがいるにもかかわらず、そのような者たちを救済することなく、新安保法制法を制定させた安倍内閣に対し、原告■は強い憤りを感じていました。

また、「国のために」という理由で、新安保法制法が制定されたことについて、原告■は、「国のために」といって、国民が戦争に巻き込まれた戦前の記憶が蘇り、被爆した当時の苦しみと憤りを思い出すようになりました。

4 原告■(原告番号1-111)について(甲D6)

(1) 原告■の被爆体験

当時、原告■は、中学2年生であり、鳴滝にあった学校の校舎内で被爆しました。

原告■は、原爆投下後、徒歩で城山の自宅に帰ると、自宅には誰もおらず、近くの防空壕を探すと、母、姉、二人の弟を見つけました。8月12日に、末の弟が死に、8月13日には、姉が死にました。

さらに、8月22日に母親が死に、8月23日にもう一人の弟も死にました。重傷を負っていた父親は、一度は回復したものの、昭和36年に肺ガンで亡くなりました。

このように、原告■は、原爆によって家族全員を失いました。自身もいつも被爆の影響で病気になるのかという不安をいつも抱いています。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、新安保法制法が制定され、その内容を見たとき「日本は、このままでは、再び戦争に向かっていくことになる」、「昔のように、言葉巧みに国民をだまし、最後には、国民に戦争を受け入れさせていくことになるのではないか」と思い、非常に不安を感じています。

そして、原告■は、安倍内閣の新安保法制法制定までの強硬なやり方を見て、「日本は、いつ戦争につながっていくか、いつ核兵器を浴びることになるかわからんぞ」と、おそろしい気持ちになっています。

5 原告■(原告番号1-47)について(甲D1)

(1) 原告■の母親の被爆

原告■は、母親が被爆者である被爆2世です。原告■の母親は、新大工町にあった父方の親戚の家で被爆しました。原告■の母親は幸い怪我はありませんでした。竹の久保の自宅には、父の兄夫婦家族7名が住んでいたが、父の兄以外の者は、被爆後次々と亡くなりました。また、父の弟は、ノモンハンで戦死しています。

1949年生まれの原告■が、原爆を強く意識するようになったきっかけは、子どものころ父親の兄夫婦一家の墓参りをしたことと、原告■が幼少期であった頃、母親が病弱であったことです。さらに、原告■が、被爆2世であることを強く意識し始めたのが、母親が59歳で直腸がんが見つかり、64歳という若さで亡くなったときです。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、母親が結婚後、わずか数日で父親が戦地に赴き、愛する人が無事帰って来られるのか、不安な日々だったという話を母親から聞いていました。そのことから、原告■は、「もし、自分の子どもが徴兵されて戦地に派遣されたら、と想像するだけで、死ぬのではないか、ケガするのではないかと恐怖で胸を締め付けられます。また、人を殺さなければならなかつた時の子供の心や精神もどうなるのだろうと非常に心が痛みます。」とその気持ちを述べています。

また、海軍で南方戦線に赴いていた父親は、戦時中の話をしたがらなかつたが、平成3年に病気になってから、他人の目を恐れるようになつたことで、原告■は、戦時中に、何かよくないことに加担してしまつたのだろうと推測しています。その上で、「今回の安保法制で、私の子どもたちや孫の世代がそのような極限状態に置かれるかと思うと、やりきれない思いで、想像するだけで苦痛です。」とも述べています。

「日本がいつの間にか、独裁政党によって個人の権利が奪われ、国家のた

めに生きることを強制されるような社会になってしまふ」、「全体主義的な傾向が一気に強くなつていき、戦前と同じように、誰も戦争に反対できない取り返しがつかない事態になつてしまふ…新安保法制によって、常に他人の目を気にし、疑い、同調圧力で人と違う意見も言えなくなる社会が到来するかと思うと不安で、苦痛です。」と述べています。

さらに、原告■は、被爆二世として、核の被害者を再び作ってはならないとの思いで活動してきているが、「この安保法制によって作り出される社会によって、再び、被爆の苦しみが生まれるかもしれないと思うと心配で苦痛で仕方ありません。」と述べています。

6 原告■（原告番号1-81）について（甲D5）

（1）原告■の母親の被爆

原告■は、母親が被爆者である被爆2世です。母は自宅のある梅香崎町で被爆しました。被爆時、自宅には母と祖母、2歳になる原告■の姉がおり、家の表にいた祖母は全身にガラスが突き刺さっていました。

祖母は原告■が高校生のときにがんで亡くなりました。また、母は40歳で総入れ歯になり、75歳で大腸がんに罹患し、80歳で両目を失明しました。姉は幼いころは大変虚弱体質で、高熱や貧血を繰り返し、高校1年のときには原因不明の肝臓炎で入院しました。

原告■が高校生のとき、級友を急性白血病で亡くすという体験をしました。その級友も、両親とも被爆者である被爆二世でした。その級友は健康で明るい子であったが、ある日突然体調を崩し、急性白血病で余命2週間と診断されました。

原告■は級友の突然の死を目の当たりにし、いつ自分も放射能の影響による病が発症するのかといつも健康不安にさいなまれています。

（2）原告■の精神的苦痛

原告■は、両親の戦争体験、母の被爆体験を聞き、「二度とこのような経験があつてはならない。戦争をしてはならない。」と強く思っています。

原告■は、戦後わずか70年しかたっていない今日に、まさか「戦争ができる」新安保法が制定されるなど思いもよらず、再び70年前の歴史が繰り返されないかと暗澹たる気持ちになりました。新安保法制法により、戦争やテロに対するリスクが増すのは明らかであり、自分たちの生きる権利が脅かされていると感じています。

第4 まとめ

以上のとおり、原告らが被った被害は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは断じてありません。新安保法制法の制定により、原告らは耐え難い精神的苦痛を被っています。

以上